

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
- ・当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)独立社外取締役が積極的な役割を担えるよう合理的な経営システムを構築する(受託者責任をふまえた取締役会運営)。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資の方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1. 情報開示の充実】

(5)取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、これまで社外取締役及び社外監査役候補者の選任・指名の理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりました。今後は、社内取締役及び社内監査役の候補者の選任・指名の理由につきましても、「定時株主総会招集ご通知」に記載することを予定しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第10条 取締役及び取締役会の役割・責務)の規定に沿って、平成28年度より取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を当社ホームページを通じて開示することを予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

・当社及び当社の子会社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。

・保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果をふまえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合になります。

・当社及び当社の子会社は、保有する株式について、個別銘柄毎に、定期的・継続的に、保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないように、以下の体制を整備しております。

当社と役員及び主要株主との間の関連当事者取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」において取締役会の承認事項と明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認または報告の受領を通じて監視を行い、監査役監査において「監査役監査基準」に則り監査を行っております。また内部監査部門における取引内容等の事後的なチェックを行っております。

取締役及び主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合、会社や株主共同の利益に重要な影響を及ぼす可能性のある取引については、独立社外取締役及び独立性のある第三者で構成される委員会にて、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

関連当事者間取引にかかる取締役会決議にあたっては、経営管理部が顧問弁護士に依頼し、リーガルチェックを実施することとしております。また、当社及び当社の子会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ当該部署による顧問弁護士のリーガルチェックを実施することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等は、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照下さい。

また、中期事業計画につきましても策定しております。詳細につきましては、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照下さい。

コーポレートガバナンス・ガイドラインURL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

中期事業計画URL: <http://www.inter-action.co.jp/ir/pdf/plan.pdf>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社のホーム

ページにて公表しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第21条 取締役等の報酬等)に公表しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

(4)取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名を行う際の方針と手続き

詳細につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第15条 取締役の資格及び指名手続き・第16条 監査役の資格及び指名手続き)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務】

詳細につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第10条 取締役及び取締役会の役割・責務)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役の人数は3名以上10名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とします。現在取締役7名中2名が独立社外取締役であります。

なお、独立社外取締役の役割・責務につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第11条 独立社外取締役の役割・責務)に規定しておりますので、ご参照ください。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「独立社外取締役の独立性基準」の概要につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第17条 独立社外役員の独立性基準)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【補充原則4-11-1. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第14条 取締役の構成)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【補充原則4-11-2. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社が定めている取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第10条 取締役及び取締役会の役割・責務)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: <http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

・当社における株主との対話については、代表取締役が管轄し、経営管理課が担当しております。

・株主との対話に関しては、経営管理課が代表取締役を中心に対応方法を検討し、適切に対応するものとします。

・当社においては、経営管理課中心となり経理課、総務課と定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の支援を行います。

・株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めて頂くような活動を実施しています。

・決算発表後の取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。

・当社では、原則として年に2回、必要に応じて実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。また2年に1回株主アンケートを実施し、株主の意見を聞く体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	334,000	3.32
木地英雄	305,600	3.04
株式会社インターアクション	261,500	2.60
栗村昌昭	253,800	2.52

日本証券金融株式会社	228,300	2.27
山内崇弘	200,000	1.98
楽天証券株式会社	158,100	1.57
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	129,300	1.28
三美電機株式会社	127,300	1.26
谷口友保	95,600	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
北 政巳	学者													
堀 雅寿	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北 政巳	○	独立役員	直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学で教鞭を執り経済学者として豊富な経験と専門知識を有していることから、選任いたしました。
堀 雅寿	○	独立役員	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は密接に連携をとり、意見交換を定期的に行っています。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大橋 俊二	弁護士													
田代 芳英	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 俊二	○	独立役員	弁護士としての豊富な経験をもつことから、当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました。
田代 芳英	○	独立役員	税理士として豊富な経験と幅広い見識を持つことから当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員員数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式給付信託を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役の別に各々の総額を開示しています。前事業年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日)における報酬は、取締役7名に対し175,600千円、監査役5名に対し8,550千円、計12名に対し184,150千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下のとおりであります。

- (1)各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (2)中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
- (3)当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (4)経済・社会の情勢及び外部専門機関による経営者報酬の調査等をふまえて報酬体系・水準の見直しを行う。

報酬体系

役員報酬の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給及び業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅及び変動報酬の支給方法については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付与の観点及び過度なリスクテイクを抑制する観点をふまえて設定いたします。

基本給、業績給及び業績連動型株式報酬各々の体系及び支給方法等は、原則として、以下のとおりといたします。

- (1)基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加減算を行う体系とする。
- (2)業績給については、各役員の年度計画の達成へのインセンティブ及びその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。
- (3)業績連動型株式報酬については、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、当社の株式を支給する。

報酬決定プロセス

1. 株主総会で総額の範囲を決議する。
2. 上記総会で決議された総額の範囲内で、社外取締役及び監査役が参加する取締役会で審議承認された役員報酬規程に従って決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は特に置いておりません。

社外監査役は積極的に社内会議に出席して情報収集を行うことに併せ、日常の取締役や従業員の業務執行を十分にチェックできるよう社内会議への参加について、一切の制限を与えない等の体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会において決議された方針のもと、各業務部門が業務遂行いたします。役員は、業務部門を各々担当し、管掌いたします。

・取締役会

取締役会は7名の取締役で構成され、月1度の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時には、都度臨時取締役会を開催しています。

また、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。取締役会への付議内容は、取締役会規程に定められた事項で迅速かつ的確に決議できる体制を整えております。

・監査役会

監査役会は、取締役会のみならず重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監督できる体制にあります。

・内部監査室

当社では、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化、経営効率の向上及び資産の保全を行うために、各ラインとは独立した取締役社

長直轄の部局である内部監査室によって内部監査を実施しております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と密接に連携をとり、意見交換を定期的に行い、内部監査の質的向上に努めております。

・会計監査

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は、誠栄監査法人であり、平成23年8月より就任しております。業務執行社員は2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

・コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、基本方針を定め、役員及び従業員がコンプライアンスを理解し、それに則った業務・運営をするよう努めております。コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、総務人事課に事務局を置く「コンプライアンス委員会」を設置しています。会社は、役職員に対し、コンプライアンスへの関心を高め、コンプライアンスについて正しい知識を付与することを目的として、必要に応じて研修を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値の最大化による株主価値の向上のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営会議による迅速な経営の意思決定と独立性及び専門性の高い社外監査役を含む取締役会並びに会計監査人及び内部監査部門との連携によるチェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間程度早めて招集ご通知を発送しております。また、2016年8月開催の第24期定時株主総会においては、東京証券取引所及び当社ウェブサイト招集ご通知を掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手続きを採用しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集ご通知を掲載し、株主総会への出席及び議決権の行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け決算説明会の開催を予定しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間・決算期)決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算情報、適時開示資料、機関投資家向け会社説明会資料、事業報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」において審議しております。
- (2) 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでおります。
- (3) 当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
- (4) 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しております。
- (5) 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行っております。
- (6) コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告されております。

2. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しております。

- (1) 当社は、経営、製造・販売、人事・労務、情報システム・ネットワーク、その他のリスクについて、リスクの現実化と拡大を防止するため、各部門の業務に応じて、規程、マニュアル、ガイドライン等を定めております。
- (2) 有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする「緊急対策本部」が、これにあたります。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の人数を3名以上10名以下とし、取締役会における迅速な意思決定を行います。
- (2) 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を、法令又は定款に従って行っております。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書(電磁的記録を含む。)の保存を行っております。
- (2) 重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- (3) 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法、及び管理体制の強化に努めております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社管理を担当する部門は、関連部門もしくは経営管理部としております。
- (2) 当社は、子会社及び各部に1名以上のコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っております。
- (3) 内部監査部門は、グループ会社の内部監査を実施し、これを取締役社長へ報告しております。
- (4) 当社は、関係会社管理規程に基づきグループ会社から業務内容の報告を受けております。また、重要案件については、当社取締役会の承認を受けるようにしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置きます。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保しております。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者としております。
- (2) 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。
- (3) 監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

8. 財務報告の信頼性を確保するための指針

財務報告の信頼性を確保することが、投資家を保護し、ひいては健全な証券市場の根幹をなすものと十分に認識して、内部統制を整備運用しております。

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る主要な業務プロセスを可視化し、当社の全役職員が、その業務プロセスを遵守し、処理や統制を逸脱することがないように努めております。
- (2) 財務報告に係る内部統制の整備運用状況、また評価後の不備やその是正活動状況は、取締役会に報告されております。
- (3) 有価証券報告書等の内容の適正性を確保するため、次の主な事項を実行しております。
 - 1) 各発生取引は、複数人で情報を共有しております。
 - 2) 社外へ提出する書類については、取締役社長もしくは規程に定められた承認者の承認を得ております。
 - 3) 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な処置をしております。
 - 4) 経理部門では、作成・確認・承認者を区別し、マニュアルに則った処理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの考え方

- (1) 反社会的勢力に屈することは、これに与することを意味いたします。当社グループは、社会的責任を果たすため、これら反社会的勢力と厳として対峙いたします。
- (2) 代表取締役を筆頭に役職員は、自己又は会社のために、反社会的勢力を直接又は間接的に助長させる行為を行いません。また、反社会的勢力と取引のある会社との取引も、断固排除いたします。

2. 整備状況

- (1) 当社は、「コンプライアンス行動基準」において、反社会的勢力との対峙を掲げ、役職員に徹底しております。また、「コンプライアンス規程」、「役員規程」及び「反社会的勢力対策規程」等に、反社会的勢力との取引の禁止及び不当要求に対する対応等を規定しております。
- (2) 研修の実施や弁護士等外部専門機関との連携を強化し、公明正大な経営に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新**

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成28年8月26日開催の第24期定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

〈当社株式等の大規模買付行為に関する対応策導入の目的及び基本方針〉

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

詳細につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第23条 事前警告型買収防衛策 URL:<http://www.inter-action.co.jp/corporate/governance.html>)、及び平成28年7月12日の当社発表資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(事前警告型買収防衛策)の導入について」(URL:<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1381952>)をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

■ 適時開示体制の状況

a. 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。情報収集のための組織強化の一環として情報開示担当部署である経営管理課に最近2年間に3名の増員を行いました。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、平成14年5月期から当社ホームページ上に四半期及び通期の損益計算書の要旨及びその他株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載しており、また、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を行っております。

b. 適時開示担当組織の状況

担当部署名 経営管理部経営管理課

担当人員 経営管理部副部長他3名

情報取扱責任者 代表取締役専務(管理管掌)

c. 適時開示手続き

(a) 決定事実に関する情報

経営管理課は各事業部門及び子会社から事業の状況についての報告を定期的に受けており、重要事項については決定後適時に報告を受ける体制を整えております。また取締役会、予算委員会等重要会議の付議事項を入手するとともに当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会等の了承を得て開示します。

(b) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、経営管理課へ報告し、経営管理課は開示の要否を確認し、直ちに開示資料を作成し取締役会等の了承を得て開示します。

(c) 決算に関する情報

経理課を中心として経営管理課と共同して決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、決算後40~45日以内に公表できる体制を構築しております。

(d) 企業集団に係る適時開示手続き

当社は子会社8社を有しておりますが、このうち7社が連結対象であります。これらの子会社からは、月次決算書及び売上報告書を翌月の7日までに提出を受けており、この際、重要事項も合わせて報告を受けております。これらに基づき経営管理課は適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば取締役会等の承認の後、速やかに開示できる体制が整っております。

■コーポレートガバナンス体制の状況

